# 休業協力・感染リスク低減支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和２年４月２５日(土)から５月１５日(金)までの期間、休業等の要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対し、支援金を支給します。

## ご協力をお願いする期間

**支援金のお支払いにあたっては、下記の期間中に、休業、酒類の提供時間の短縮及び感染リスクを低減する自主的な取組の要請に、ご協力をいただくことが必要です。**

- **令和２年４月２５日（土）から５月１５日（金）まで**

※休業要請の期間延長に伴う支援金の取扱については、再延長の如何に関わらず、休業、酒類提供時間の短縮を５月１５日（金）まで継続していただくことが支援金の支給要件となります。

### 休業要請等の対象施設の範囲

- キャバレー、ナイトクラブなどの遊興施設等、体育館などの運動・遊技施設、劇場等博物館などの集会・展示施設、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗などの商業施設、大学、学習塾等、文教施設。
- 詳しくは、北海道「休業要請等について」ホームページに掲載した「施設の使用停止対象施設一覧」をご確認ください。
  ※ＵＲＬ　http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm

## ご協力をお願いする内容・支援額

| 要件 | | 支給額 |
|---|---|---|
| ① 休業要請を受けた施設を休業すること | ② 感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと | **３０万円**(法人)<br>**２０万円**(個人事業者) |
| ① 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮(１９時まで)を行うこと | ② 感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと | **１０万円**<br>(法人・個人事業者問わず) |

- 北海道内で**対象施設を管理する法人**（中小企業に限らず、大企業等も含まれます。）又は個人事業者が申請者となります。
- 道内に対象施設があれば、道外に本社がある法人であっても支給対象となります。
- 複数の施設を管理している事業者は、全ての対象施設で取組を行うことが必要です。
- 令和２年４月２４日時点で、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を管理している事業者が対象です。

## 申請期間

**令和２年４月３０日(木)から７月３１日（金）まで【郵送・電子申請】**

※５月１５日から電子申請による受付を開始しました。URL：http://hokkaido-support.jp

**ご注意**

ご協力をお願いする期間中に、休業していたこと、酒類の提供時間を短縮していたことがわかる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写し等が必要となりますので、休業等中に保存・記録しておいて下さい。

裏面に続く

## 支援金支給の申請に必要な書類

① **申請書**（北海道公式ホームページから印刷できない場合は、道庁本庁舎１階の道政広報コーナー、総合振興局・振興局で配布します）

② **営業の実態が確認できるもの**
対象期間より前から継続して営業していることを確認できるもの。

③ **業種・業態が確認できるもの**
施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真

④ **休業等の状況が確認できるもの**
対象期間中に休業する（していた）こと、酒類の提供時間を短縮する（していた）ことがわかる店頭告知チラシ（掲示物）やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなど

⑤ **感染リスクを低減する自主的な取組が確認できるもの**
感染リスクを低減する取組内容が確認できるもの

⑥ **誓約書**

⑦ **通帳の写し**

⑧ **本人確認書類の写し**【個人事業者のみ】

**書類の詳細は「申請の手引き」（5月15日版）でご確認ください。**

【申請書・手引きのダウンロード】http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sienkin.htm

## 対象施設・対象事業者

**①休業要請を受けた施設を休業する（休業した）事業者**

・１つの施設内に、休業等を要請する施設と要請しない施設が併設され、明確に区分されている場合、休業等要請の対象となる施設を休業等した場合は支給対象。

【例】ア　宿泊施設の中に休業要請の対象となる「集会の用に供する部分（宴会場）」がある場合

　　イ　銭湯の中に休業要請の対象となる「サウナ」がある場合

・休業要請の対象施設において、複数の個人事業者が１つの施設で営業しているケースで、施設を休業した場合は、代表者に１事業者分を支給します。

【例】複数のネイリスト（個人事業者）が１つのサロンで営業している場合

・出張サービスを専門とする事業者は、客等が利用する施設が特定できない場合は、施設の感染防止対策に主体的に携わることができないため、支給対象外。

【例】マッサージ店(国家資格有資格者が治療を行うものを除く)は、休業要請の対象であるが、ホテル等に出張して施術する出張型サービスの場合は、当該事業者が管理する施設が特定できないため、対象外。

**②酒類を提供する上記①を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行う（行った）事業者**

・従来から酒類を提供していない飲食店及び従来から通常１９時以降に営業を行っていない飲食店は、支援金の対象外。

## お電話によるお問い合わせ

≪開設期間≫
５月１５日(金)～８月３１日(月)

【北海道休業協力･感染リスク低減支援金お問い合わせセンター】**011－351－6469**

【開設時間】8時45分～17時30分（6月14日までは土、日も開設しています。）

※５月15日からお問い合わせ先が変更になりましたので、ご注意ください。